

要 望 書

令和2年4月27日

大 分 県 市 長 会

大 分 県 市 長 会

大 分 市 長	佐 藤 樹一郎
別 府 市 長	長 野 恭 紘
中 津 市 長	奥 塚 正 典
日 田 市 長	原 田 啓 介
佐 伯 市 長	田 中 利 明
臼 杵 市 長	中 野 五 郎
津 久 見 市 長	川 野 幸 男
竹 田 市 長	首 藤 勝 次
豊 後 高 田 市 長	佐々木 敏 夫
杵 築 市 長	永 松 悟
宇 佐 市 長	是 永 修 治
豊 後 大 野 市 長	川 野 文 敏
由 布 市 長	相 馬 尊 重
国 東 市 長	三 河 明 史

要 望 書

以下のとおり要望します。

A I ・ R P A の活用による業務改善を県域で取り組む体制の整備について

地方自治体における職員数は減少傾向にある中、新しい制度や多様化する住民ニーズへの対応等、その業務量は増加し続けている。また、特定の時期に集中する業務も多いことから、長時間労働の是正や働き方改革の推進など、職場環境の改善が急務となっている。

このような状況から、職員の業務負担を軽減するため、R P A 導入に向けた取り組みが進められており、大分県下でも各自治体での取り組みが広がっているものの、市単独での導入にはコスト面での課題やノウハウの獲得、職員への負担など、そのハードルは高いものとなっている。

一方、自治体の業務には、各種申請の受付など窓口業務を中心として一定の手順やルールが定められているものも多いことから、各市が作業を分担してR P A の導入を進め、その成果を共有する仕組みを構築することができれば、導入コストや職員への負担も軽減されるものと考ええる。

このため、現在、県と4市町が進めている「自治体行政スマート化プロジェクト」での成果を起点として、業務の標準化と業務システムの共同利用、A I ・ R P A 資産の共有が可能となるよう、大分県が軸となって体制の整備や市町村間の調整、人材の育成などに取り組むよう要望する。

要 望 書

以下のとおり要望します。

障害児通所支援事業の利用者負担額の経済的負担軽減の拡充について

国の制度改正により、令和元年10月から3歳～5歳児の保育料の無償化が行われ、併せて、障害児通所支援事業である就学前の児童発達支援事業等で同年齢の利用者負担額の無償化が実施された。

この国の無償化に付加して、大分県は独自の1／2補助事業である「大分にこにこ保育支援事業」の拡充を行い、3歳未満児への経済的負担の軽減として、第2子の保育料の無償化も実施したところである。

しかしながら、障害児通所支援事業等には相当する利用者負担の無償化の制度がなく、同世代を育てている保護者にとっては、障がいのある子どもとない子どもの子育て環境に差が生じていることから、県下統一的な観点から「大分にこにこ保育支援事業」と同様、保護者の経済的負担の軽減が図れるよう、県補助事業の創設を強く要望する。

さらに、特性のある子どもの療育を行ううえでの経済的負担の軽減として、第2子以降に関わらず、3歳未満児すべてを対象とした障害児通所支援事業の利用者負担額の経済的軽減の拡充も要望する。

要 望 書

以下のとおり要望します。

森林経営管理制度の円滑な運用について

大分県は森林が約7割を占めており、県土の保全や水源の涵養等の公益的機能の発揮のみならず、木材や椎茸等の特用林産物の生産など、林業・木材産業の発展と山村の振興に寄与している。一方で、所有者や境界がわからない森林や荒廃森林の増加、担い手の不足等が大きな課題となっている。

こうした中、平成31年度から、自然条件等が悪く林業経営に適さない森林について、市町村自らが管理を行う新たな制度（森林経営管理制度）が開始された。

しかしながら、市町村が単独で新たな業務を実施するには、森林経営や造林・育林、林産などの林業の専門的な知識を総合的に有する人材の確保、森林資源情報の把握や森林所有者の特定・合意形成等に膨大な作業が発生するなど、人員や技術面を中心に課題が多い。

県においては、技術研修会の開催、森林資源情報や共通歩掛の提供など市町村の支援に努めていただいているところではあるが、今後、森林環境譲与税の配分額の増加に伴い、市町村の負担は年々増加していくことが予想される。

こうしたことから、森林経営管理制度が円滑に運用され森林の持つ多面的機能が高度発揮されるよう、市町村職員やコンサルタントの育成、県職員の市町村派遣や県代行事業の創設など市町村に対する指導や支援を一層強化するよう要望する。

また、市町村が県に報告している伐採・造林等のデータを、県が運用している森林GISシステムに新たに組み込むとともに、県庁内で異なるシステムで管理されている森林管理に関するデータについて、市町村が有効に活用できるよう県において統合的なシステムを構築するよう要望する。

要 望 書

以下のとおり要望します。

生活排水処理率向上対策への更なる支援について

県においては、生活排水対策基本方針を定め、市町村と適切な役割分担のもとに連携し、生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止を総合的かつ計画的に実施することとしており、生活排水処理率の目標を定め取り組んでいるところである。

この取組をさらに推進するため、県と市町村で合併処理浄化槽転換促進事業により、平成26年度から令和元年度まで、国庫の上乗せ補助を行ってきたところであり、県は新年度からさらに補助期間を延長し、市町村における合併処理浄化槽への転換促進を後押ししていくこととしている。

合併処理浄化槽への転換に際しての接続について、単独浄化槽からの転換といった一定条件下のもとで排水設備設置工事費の一部を助成しているところであるが、さらなる生活排水処理率の向上のためにも、条件を付すことなく設置工事費に対しての補助の拡大を要望する。

また、生活排水の適正な処理を進めるという観点では、住民自らが公共下水道や農業集落排水施設へ確実に接続することも重要であることから、これを後押しする新たな補助制度の創設など財政的支援の拡大を要望する。